



わたしの街のすてきな ひとと人間・男女を紹介します

お互いの
チャレンジ精神を
心がけています!!



佐々木さん夫婦(20代)

Q.二人にとってうれしかったことは?
夢中で子育てしていました。最近子どもたちも大人の会話に入れるようになり、外での出来事を話していくときに、子どもの言葉に成長を感じることです。

Q.二人の共通の趣味は?

おいしいものを食べること。今は仕事が中心ですが、将来はオーロラを見に行きたいと思います。

Q.子育てについて思うことは?
今の時代、みんなせかせかし過ぎていて、当たり前の日本の良いところを忘れているように思います。普通に子どもたちと食卓を囲んだり、おしゃべりしたりすることをしたいですね。

Q.将来について思うことは?
お互い健康で年をとつて行ければいいと思います。

わたしたち、
いきいき歓年夫婦!!



太田さん夫婦(60代)

わたしたちは夫の定年を機に、神奈川県から夫の故郷である十和田に移住してきました。

Q.二人にとってうれしかったことは?
夫の定年記念に、豪華客船に乗つて旅行をしたことです。

Q.二人の共通の趣味は?
卓球、サッカー、グラウンドゴルフ、民謡など趣味はたくさんあります。

Q.夫婦生活で困ったことは?
妻の3回の入院で家事に戸惑いま

した(夫)。夫が長い単身赴任の間、仕事と家庭の両立は想像以上にハードでした(妻)。

Q.若者(男女)に一言お願いします
昨年12月からサポートおじさんとして、東小学校の児童を見守っています。子どもは褒めて育て、悪いときはしっかり怒ることが必要です。

家庭や仕事を投げ出さないでほしい。努力するときとお互い夫婦でよかったです。



Q.二人にとってうれしかったことは?
一番うれしかったことは子どもの誕生。子どもの成長とともに親としての責任も重くなっています。まだまだ子育ての道のりは長いので、焦らず家族みんなで子どもの成長を見守っていきたいと思います。

Q.二人の共通の趣味は?

釣りとドライブ。最近は子育てが忙しく、なかなか行けません。

Q.子育てについて思うことは?
4世代の大家族に助けられ今日まできました。気持ちにゆとりを持って、焦らず子どもの成長を見守るような子育てがしたいです。

Q.将来について思うことは?

二人で話し合って大きな夢を持つ。今以上に责任感を持ち、何事にもチャレンジする気持ちを持ちたいです。

たたいま子育て!!
奮闘中!!



川村さん夫婦(40代)

Q.子育てについて思うことは?
以前、わたしは常に家のことがばかり考えていました。

Q.将来について思うことは?
以前、わたしは常に家のことがばかり考えていました。



十印 十和田青果株式会社

常務取締役 山田 悅子さん

山田さんは昭和55年、旧株十和田青果市場に事務員として入社。昭和58年、会社は十和田青果株に改名。

平成13年、常務取締役に就任。十和田青果株のエリアは十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡の一部を占め、ゴボウの取扱量は日本一。

近年は、野菜シリーズの「十和田美人(大根、人参、長芋、ごぼう)」が好評。

突然の就任に戸惑いと不安
突然、常務の役を命じられたときは頭が真っ白になりました。そのときは世間知らずだったので引き受けたのかも知れませんね。

当時は、いろんな会議に出向くと男性ばかり。とても不安でした。つづく男性社会だと感じました。それから、企業のあり方や自分の

意識の向上を図るために、青森労働局のキャリアアップセミナーなどいろんな研修に参加しました。これから企業に求められるには何が、社員が仕事をしやすい環境を整えるために必要なことは何かなどを学んできました。

そういう意味で、社員のためにいち早く育児休業、介護休業制度を取り入れてきました。

若手社員は、目標を持つて仕事を励んでほし!!

市内にある企業の中で、いち早く育児休業、介護休業制度を取り入れてきた十和田青果株式会社。そこで、女性として常務取締役に就任し、6年目を迎える山田悦子さんに仕事への意気込みについてお話を伺いました。



生産者とタイアップして安定した農業収入を目指していきたいと意気込みを話す山田さん

若手社員に望むこと

職場では、目標を持つて仕事を励んでほしいと思います。努力するところで、はじめて周りの協力が得られるのではないか。

協力されることが当たり前と思わず、常に感謝の気持ちを持つことで、はじめて周囲の協力が得られるのではないか。

環境が必要だと思いました。そのためには、家族の協力が不可欠です。わたしも仕事をと家庭の両立に苦労した一人です。良い仕事をするには家庭が第一だなと感じます。今では毎朝、鏡を見ることが心の切り替えができるようになつたと思っています。

■育児休業・介護休業法について

労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をることができます(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。期間が1歳に達するまでの間、育児休業をすることがあります。

一定の場合、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることがあります。

労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をることができます(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。期間が1歳に達するまでの間、育児休業をすることがあります。

